



贈収賄・腐敗防止グローバル規則

豊田自動織機グループ（以下、「当社グループ」または「私たち」、それぞれの会社を「各社」とします）は、株式会社豊田自動織機（以下、「TICO」とします）を含め、贈収賄および腐敗に関連する全ての適用法（以下、「贈収賄・腐敗防止法」とします）を順守し、誠実な事業運営を行っています。この取り組みは、創業の精神である「豊田綱領」をもとに当社グループの行動規範に反映され、順守されています。この贈収賄・腐敗防止グローバル規則（以下、「本規則」とします）は、行動規範に基づき、当社グループ全体が贈収賄・腐敗防止法を順守するためにグローバルで統一したルールを策定したものです。

1. 目的

本規則は、当社グループが事業活動を行う全ての地域で適用される贈収賄・腐敗防止法（米国の海外汚職防止法（FCPA）、英国の贈収賄法（UKBA）、日本の刑法及び不正競争防止法等）を順守し、豊田綱領に沿って、誠実に事業活動を行うという当社グループの責任を反映し、明示することを目的としています。本規則は、贈収賄および腐敗行為を防止するための基本的なルールを定めたものです。

2. 適用範囲

本規則は、当社グループ、その役員および従業員に適用されます。北米および欧州の地域では、リージョナルチーフコンプライアンスオフィサー（RCCO）が、本規則を順守および運用するために地域規則を定めます。その他の地域では、各社が、本規則を順守および運用するために、TICO と協議のうえ、必要に応じて会社規則を定めます。各地域規則および会社規則は本規則と矛盾せず、TICO の承認を得たうえで定められます。仮に矛盾が生じた場合、本規則が優先されます。

また、私たちは当社グループと関わる第三者も本規則を順守することを期待します。

3. 順守事項

私たちは、公務員/政府関係者またはその他のいかなる第三者に対して、相手方の行動または意思決定に不適切な影響を与える目的での事業の取得・維持または不適切な利益の確保、その他の違法または不適切な目的のために、直接的または第三者を介して間接的に、贈答品・接待・食事・その他の便益・利益を提供、申し出、約束、要求せず、また、これらの者から贈答品等を受領しません。

3.1 金銭および金銭相当物の授受禁止

私たちは、金銭および金銭相当物を、適用される法規制および当社グループ規則に違反して、直接的または第三者を介して間接的に、提供、申し出、約束、要求せず、また、受領しません。



3.1.1 ファシリテーションペイメント

私たちは、ファシリテーションペイメントを支払うことはありません。正式に公開された合法的な制度に基づくものであっても、公務員/政府関係者に対して、何らかの支払いを行う場合には、必ず事前に法務部門（法務部門が存在しない場合はコンプライアンス部門）に相談します。

3.1.2 緊急事態に伴う支払い

健康、安全、生命、身体、自由が脅かされる状況（例：病気、暴行、脅迫、逮捕、拘禁等）を回避するためにやむを得ず金銭を支払う場合は、自身や同僚の健康および安全を最優先に対応します。そのような状況においても、金銭を支払った場合、または支払う必要がある場合は、日時、場所、具体的な状況、金額などを速やかに法務部門（法務部門が存在しない場合はコンプライアンス部門）に報告します。

3.2 公務員/政府関係者への贈収賄の禁止

私たちは、公務員/政府関係者に対して、直接的または第三者を介して間接的に、適用される法規制に反する贈答品・接待・食事・その他の便益・利益の提供、申し出、約束、要求せず、また、これらの者から贈答品等を受領しません。

私たちは、贈収賄・腐敗防止法を順守するために当社グループ規則を策定しています。当社グループ規則に反する公務員/政府関係者との間で贈答品・接待・食事・その他の便益・利益の提供、申し出、約束、要求または受領を行う場合は、法務部門（法務部門が存在しない場合はコンプライアンス部門）の書面による事前承認が必要です。

3.3 公務員/政府関係者以外の第三者との贈賄の禁止

3.3.1 私たちは、公務員・政府関係者以外の第三者に対して、不正な利益を得る目的、または当該第三者に権限を超えた行為を行わせたり、不正行為や不作為を行わせたりする意図で、直接的または第三者を介して間接的に、贈答品・接待・食事・その他の便益・利益の提供、申し出、約束、要求せず、また、これらの者から贈答品等を受領しません。

3.3.2 公務員/政府関係者以外の第三者との間で贈答品・接待・食事・その他の便益・利益の提供、申し出、約束、要求または受領する場合、以下を順守します。

- 1) 適用される全ての法規制に準拠していること。
- 2) 適切に交渉された取引条件に基づいて行われていること。
- 3) 性質および頻度が合理的で相応なものであること
(例：控えめな接待、高額でない手土産等)。
- 4) 不正、利益相反またはその誤解を招くような様態でないこと。
- 5) 意思決定や相手方の行為に不適切な影響を与える意図がないこと。
- 6) 当社グループ規則を順守していること。



3.3.3 当社グループ規則に抵触する可能性がある取引については、法務部門（法務部門が存在しない場合はコンプライアンス部門）による書面による事前承認が必要です。

3.3.4 私たちは、以下に該当するような取引および支払いを行いません。

- 1) 報酬や利益が不当な条件になっている取引
- 2) 明確性や合法性を欠く取引
- 3) 合意された契約内容に基づかない不当な過払い

3.4 正確かつ完全な記録の保持、および横領の禁止

3.4.1 私たちは会社内の帳簿や記録において、不正または虚偽の記載を行うこと、またはそのように誤解されうる行為を行いません。

3.4.2 全ての会計記録、支出記録、経費報告書、請求書、伝票、贈答記録、接待記録、その他の業務記録は、正確かつ完全に会社内に記録します。

3.4.3 私たちは、贈答品・接待・食事・その他の便益・利益の提供または受領に関する活動を正確、完全、適切、詳細に書類および財務記録（会計帳簿等）に記録し、それを保持し管理します。

3.4.4 本規則で禁止されている支払いまたは活動には、3.1.2 緊急事態に伴う支払いである場合を除いて、個人のお金（ポケットマネー）を使うことはしません。

3.4.5 私たちは会社の資産（製品、設備、備品、情報、知的財産など有形・無形を問わない全ての資産）を、会社の業務目的にのみ使用し、私的な目的には使用しません。また、会社の資産や廃棄物を含む有体物を横領しません。

3.5 利益相反の回避

私たちは、業務を実施する際に、自身の個人的な利益のために会社に損害を与えるような行為を行いません。また、私たちは、自身または家族、親しい知人の個人的な利益が、会社に対する責務や会社の利益と相反する可能性のある状況を避ける必要があります。利益相反行為には、以下の例が該当します。

- 1) 家族や親しい知人の当社グループへの雇用を不適切に管理または手助けすること。
- 2) 当社グループと競業すること。
- 3) 会社の資産、情報、または会社における地位を個人の利益のために利用すること。
- 4) 当社グループと取引関係にある会社に多額の投資をし、当該会社を通じて、当社グループの資産や情報を個人の利益のために利用すること。
- 5) 家族や親しい知人が主要な意思決定者となっている公務員/政府関係者またはその他の第三者と当社との取引を不当に取り繕うこと。



3.6 政治献金

政治献金とは、公務員、公職候補者、公益信託、政党、政党幹部、政治活動、住民投票、またはその他の形態の政治キャンペーンに対して提供される金銭的または非金銭的な寄付や支援を指します。この献金は金銭的な寄付に限らず、会社の財産、設備、資金、その他の資産の使用、支援活動にかかる工数も含まれます。

事業の獲得、公正取引の原則に反する利益の獲得、または、その他会社に不適切な利益を与える目的で、公務員/政府関係者やその他の個人の要請、示唆、指示を受けて、直接的または間接的に政治献金を行うことは許されません。

いかなる公務員/政府関係者への政治献金も法務部門、コンプライアンス部門、または政治献金に関する部門または責任者の書面による事前承認を得る必要があります。

その他の場合においても、以下の場合には、法務部門、コンプライアンス部門、または政治献金に関する部門または責任者の書面による事前承認を得る必要があります。

- 1) 会社名義での政治献金を行う場合
- 2) 個人的な政治献金であっても会社における役職や立場等により、会社を代表して行われたとみられる可能性がある場合

3.7 寄付

私たちは、適法な慈善団体に対して、金銭的支援または非金銭的支援を提供する場合があります。これらの支援は誠実で、真に慈善目的のために行われなければなりません。

公務員/政府関係者やその他の個人の要請、示唆、指示を受けて、事業上の不適切な利益を得たり、事業決定に影響を与えたりする目的で寄付を行うことは、いかなる場合も許されません。

その他の場合においても、以下の場合には、法務部門、コンプライアンス部門、または政治献金に関する部門または責任者の書面による事前承認を得る必要があります。

- 1) 公務員/政府関係者が所有、運営、または関係する組織への寄付をする場合
- 2) 個人的な寄付であっても会社における役職や立場等により、会社を代表して行われたとみられる可能性がある場合

全ての寄付は書面決裁のうえ、会社の適用される財務および会計基準に従って会計処理され、書面による受領確認を取得する必要があります。



4. デューデリジェンス

4.1 第三者

私たちは、ビジネスパートナーたる第三者（エージェント、代理人、コンサルタント、サプライヤー、販売店、顧客、弁護士、会計士、鑑定人、ロビイスト等の当社グループを代表して行動する第三者、公務員/政府関係者と関わる可能性のある第三者）について、契約する前および契約する際に、デューデリジェンス（適正な調査）を行います。これには、会社規定類との整合性を確保するために行う、その経歴、所有構造、風評、コンプライアンス履歴のレビューが含まれます。

4.2 合併、買収、ジョイントベンチャー、および提携

私たちは、合併、買収、ジョイントベンチャー、または同様の戦略的パートナーシップ（総称して「対象事業体」）の契約を締結する前に必ず、対象事業体が贈収賄および腐敗防止に関する法律および慣行の順守状況を評価するため、徹底的なデューデリジェンスを実施します。これには、少なくとも内部統制、過去の汚職防止違反、公務員・政府関係者との関係におけるリスクの評価が含まれますが、これに限定されません。デューデリジェンスによる発見事項および結果により、贈収賄や汚職のリスク、否定的な風評情報を含む不芳なメディア情報、法的な問題または懸念、または本ポリシーに基づくその他の倫理およびコンプライアンス関連のリスクが特定された場合、是正措置の要求、取引の延期、取引条件の変更、取引の中止、および該当する場合は既存の取引関係や戦略的パートナーシップの中止または終了、これら以外も含めた適切な措置を講じます。その目的は、非倫理的あるいは違法な慣行が当社グループの事業運営に統合されることを防ぎ、適用される法規制および本規則を完全に順守することを確保すること目的に実施されます。

5. 相談

5.1 報告および相談

贈収賄・腐敗または行動規範および当社グループ規則の違反に関する疑問、懸念、または疑念がある場合は、直ちに法務部門およびコンプライアンス部門へ報告し、相談しなければなりません。

5.1.1 コンプライアンス推進者

グローバルチーフコンプライアンスオフィサー（GCCO）または中国コンプライアンス責任者が監督するグループ会社が TICO に報告または相談する場合、それらの報告または相談は各社のコンプライアンス推進者を通じて行われます（本項 5.1.1 は北米およびヨーロッパには適用されません）。



5.2 協力

全ての従業員は、贈収賄・腐敗が疑われる事案に対する社内または社外の調査に全面的に協力することが求められます。この協力には、正確な情報の提供、関連記録の保存、そして必要に応じた秘密保持が含まれます。

6. 教育

私たちは、役職、勤続年数、職務、および責任の有無に関わらず、また特定の会社、関連会社、子会社との雇用関係の有無に関わらず、本規則およびその他の会社の贈収賄・腐敗防止に関する方針、規則、手続き、または管理手順について十分に理解する責任を負います。これには、必要な研修や教育プログラムへの参加も含まれます。

7. 違反発生時の対処

行動規範および当社グループ規則を順守しなかった場合、懲戒処分の対象となり、最終的には解雇に至る可能性もあります。また、行動規範および当社グループ規則を順守しなかった場合、適用される地域の贈収賄・腐敗防止に関する法規制に違反し、民事上や刑事上の責任が発生する可能性があります。

8. 報復の禁止

私たちは、全ての従業員が、贈収賄・腐敗、行動規範または当社グループ規則の違反に関する疑問、懸念または疑念を、報復を恐れることなく相談できる環境を整備しています。

これらの疑問や懸念は、上司、法務部門、コンプライアンス部門、またはヘルプラインに報告することができます。ヘルプラインでは、法律で許可されている場合に匿名でコンプライアンスに関する質問をしたり、懸念を報告することが可能です。

報告手段については、グローバルチーフコンプライアンスオフィサー（GCCO）、リージョナルチーフコンプライアンスオフィサー（RCCO）、中国コンプライアンス責任者、各社の法務部門、もしくは組織内の上司にお問い合わせください。

私たちは、疑問、懸念または疑念を報告した人に対するいかなる形式の報復も容認しません。これらの疑問、懸念または疑念が事実であるか否かにかかわらず、報復を行うことは禁止されています。

9. 定義

| 用語 | 定義 |
|------------|---|
| 豊田自動織機グループ | TICO が直接または間接的に 50%を超える支配権を持つ関連会社を指します。 |
| 役員 | 役員、執行役員、監査・監督役、またはそれに相当する者を指します。 |



| | |
|--|---|
| 従業員 | 正社員、嘱託、契約社員、派遣社員、および受出向者、その他会社の管理下および監督下で働く全ての人員を指します。 |
| 金銭および金銭相当物 | 現金、ギフトカード、プリペイドカード、商品券、小切手、小為替、金券、担保の提供、保証、未公開株、その他証券、経費の負担等を含むがこれに限定されません。 |
| リージョナルチーフコンプライアンスオフィサー (Regional Chief Compliance Officer) | TICO により北米および欧州地域に任命された地域責任者を指します。 |
| 地域規則 | 地域規則は、RCCO が担当地域で総合的に策定し、各会社で策定された規則よりも上位の規程として定義され、その責任の下に管理されます。 |
| 会社規則 | 各社の責任者または部門によって策定され、本規則の順守を確保するための各社の方針、基準、ガイドライン、および手順書を指します。 |
| 当社グループ規則 | 本規則、地域規則、会社規則の総称を指します。 |
| 公務員/政府関係者 | <ol style="list-style-type: none">1. 政府機関（省庁、局、部門、国有企業など）の役員、従業員、代理人。2. 国際公共機関（国連、世界銀行など）の役員、従業員、代理人。3. 政府機関を代表して公式職務を行う者。4. 政党、政党役員、または公職候補者。5. 政治的に影響力のある人物（その家族を含む）。 「公務員」は必ずしも役職に位置する必要はありません。また、公務員の親族（配偶者、内縁のパートナー、子、祖父母、おじ・おば、甥、姪）も含まれます。6. 上記第 1 から 4 号に定める者に準じる者 |
| 贈答品・接待・食事・その他の便益・利益 | <p>受取人に実際の有用性があり、通常無料では提供されず購入される商品やサービスを含みます。贈り物、食事、接待やホスピタリティ（ゴルフイベントやコンサートなど）、旅行（航空券や宿泊費など）、割引、スポンサーシップ、寄付、慈善的な貢献、雇用（インターンシップの受入れを含む）、ローン、その他利益で、それが名目的な価値を持つものであっても含まれます。</p> <p>当社グループが受領者の立場になる際は、以下の場合も含まれます（これに限られません。）</p> <ul style="list-style-type: none">• 関税、税金、罰金の不公平な減額• 不公平な有利な裁定や評価の取得• ライセンスや許可を不正に取得または維持 |



| | |
|----------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none">• 法規制の違反を見逃していただくこと• 不公平な契約条件での契約締結• 雇用、教育、医療などの機会の受領• 通常無料で提供されない商品やサービスの受領 |
| ファシリテーションペイメント | 公的機関や政府関係者が裁量を伴わない通常の公的手続きを進めるために支払われる金銭を指します。 |
| 法務部門 | TICO 法務部および各社に存在する法務部門を指します。 |
| コンプライアンス部門 | 地理的な位置に応じて、TICO のリスク統括部（グローバルチーフコンプライアンスオフィサー（GCCO）を含む）、リージョナルチーフコンプライアンスオフィサー（RCCO）および当該地域のコンプライアンスチーム、中国コンプライアンス責任者を指します。 |

10. 承認

| 役職 | 氏名 |
|------------|--------|
| CLO（最終承認者） | 小島 多重子 |
| GCCO | 深川 博志 |

11. 改正履歴

2026年4月1日 初版